



もしもの時に、あなたの暮らしに寄り添う制度 — 3つのポイントでわかる成年後見制度 —

①何のための制度？(目的)

成年後見制度は、認知症・知的障がい・精神障がいなどで判断が難しくなった人を守る制度です

お金の管理や大切な契約を本人に代わって、または一緒に支援することで、だまされたり、不利益を受けたりすることを防ぎます



②何をしてくれるの？(内容)

家庭裁判所が選んだ「後見人」などが、本人のために次のようなことを行います

お金の管理・・・預貯金の管理、生活費・医療費・介護費の支払
生活や契約・・・介護サービスや施設入所の契約のサポート、
医療に関する手続きの支援

※本人の気持ちと利益を最優先にします



③どうやって利用するの？(方法)

- 判断能力が低下してから使う制度（後見・保佐・補助）
 - ・ 判断能力の程度に応じて支援の内容が決まります
- 元気なうちに備える制度（任意後見）
 - ・ 将来に備えて自分で後見人を決めておく
 - ・ 公正証書で契約し、希望を反映できます

申立先：家庭裁判所

相談先：成年後見支援センター・地域包括支援センター など



家庭裁判所

ひとりで悩まず、安心した毎日を — 日常生活自立支援事業のご案内 —

どんな人が利用できるの？

- ・認知症等でお金の管理や手続など、日常生活に少し不安があり、福祉サービスを利用しようとしている方が対象です
- ・年齢に関係なく、住み慣れた地域で安心して暮らしたい方が利用できます

どんなお手伝いをしてくれるの？

- ・生活費や公共料金などの支払確認
- ・役所や病院から届く書類の確認や説明
- ・必要な手続のお手伝い

毎日の生活に必要なことを、一緒に確認します

どんなふうに支えてもらえるの？

- ・電話や訪問等により、定期的に生活の様子を確認します
- ・困りごとや不安の相談に応じます
- ・必要に応じて、関係機関と連携します

ひとりで抱えこまず、安心して暮らせるよう
見守ります

【お問い合わせ先】

成年後見支援センター TEL：0566-82-8120

知立市東部地域包括支援センター・知立市西部地域包括支援センター



知立市東部地域包括支援センター

TEL: 0566-82-8855

FAX: 0566-83-4070

場所：知立市八ツ田町泉43

総合福祉センター（福祉の里八ツ田内）

担当エリア ※知立小学校 ※来迎寺小学校
小学校区 ※八ツ田小学校 ※知立東小学校

知立市西部地域包括支援センター

TEL：0566-81-8880

FAX: 0566-83-7776

場所：知立市長篠町新田東11-32

（ながしのの里内）

担当エリア ※知立西小学校 ※猿渡小学校
小学校区 ※知立南小学校